

登録訓練機関の行う技能発揮訓練と同等以上の内容を有するものとして  
国土交通大臣が認める訓練の取扱要領（案）

1. 目的

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 71 条の 5 の規定に基づき、操縦技能証明を有する者は航空交通管制圏に係る空港等での離着陸等にあたって、技能発揮訓練であって登録訓練機関が行うもの又はこれと同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものを修了することが求められる。

本要領は、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 162 条の 19 の規定により国土交通大臣が定めることとされている訓練に係る要件、規則第 162 条の 22 の規定により国土交通大臣が定めることとされている方法及び関連する事務の取り扱いを定める。

2. 規則第 162 条の 19 に基づき国土交通大臣が定める要件

登録訓練機関が行う技能発揮訓練と同等以上の内容を有するもの（以下「同等訓練」という。）として国土交通大臣が定める要件は以下のとおり。

いずれの場合においても、同等訓練を実施した機関等は、同等訓練を修了した者の氏名、同等訓練修了日及び同等訓練を担当した同等訓練講師（同等訓練を担当する講師をいう。以下同じ。）を記載した訓練の記録に関する書類（電磁的方法によるものを含む。）を備え付けること。

2-1. 本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行う訓練

運航規程審査要領細則（平成 12 年 1 月 28 日制定空航第 78 号。）において、本邦航空運送事業者は、運航に 2 人以上の航空機乗組員を要する飛行機を運航する場合には、CRM 訓練について運航規程に必要な内容を定め、航空機乗組員に対して当該訓練を実施すべきことが求められているところ、当該訓練は、規則第 162 条の 19 により同等訓練として国土交通省令で定める要件に該当する。

2-2. その他国土交通大臣が定める要件に該当する訓練である場合

その他国土交通大臣が定める要件に該当する訓練として国土交通大臣が定める要件は以下のとおり。

- ① 法第 29 条第 4 項の規定に基づき航空従事者の養成施設の指定を受けた施設（以下「指定養成施設」という。）の課程であって、当該課程の教育の中で技能発揮訓練を実施する必要がある場合は、当該課程の教育規程に登録訓練機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和 7 年国土交通省告示第 1038 号。以下「告示」という。）に基づく技能発揮訓練の内容及び方法等について規定し、教育規程を国土交通大臣に届け出た後、遅滞なく、様式 1 を航空局安全部安全政策課長あて提出し様式 9 の同等訓練該当通知の交付を受けること。
- ② 財務諸表の作成及び備え付けが困難であり法第 99 条の 9 の要件を満たすことができないものの、予算の適切な執行が担保されている機関にあつては、4. に規定する要件を満たすこと。この場合、様式 1 を航空局安全部安全政策課長あて提出し様式 9 の同等訓練該当通知の交付を受けること。

### 3. 規則第 162 条の 22 に基づき国土交通大臣が定める方法

法第 71 条の 6 及び規則第 162 条の 19 及び 22 の規定により、同等訓練を修了したことが明らかである場合として、同等訓練を修了した者が航空運送事業の用に供する航空機に乗り組むことその他国土交通大臣が定める方法により法第 71 条の 5 第 1 項各号に掲げる行為を行う場合は、技能発揮訓練の修了証明書の携帯が免除される。この場合において、修了証明書の携帯が免除される方法は以下のとおりとする。

#### 3-1. 本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行う訓練を修了した操縦士

本邦航空運送事業者に所属する運航乗務員が、当該事業者の航空運送事業の用に供する航空機に乗り組むこと。

#### 3-2. その他国土交通大臣が定める要件に該当する訓練を修了した操縦士

①2-2. ①で同等訓練該当通知の交付を受けた指定養成施設の課程を行っている操縦士にあつては、当該課程の教育規程に基づき訓練課程を行うため、当該施設が訓練に供する航空機に乗り組むこと。

②2-2. ②で同等訓練該当通知の交付を受けた機関に所属する操縦士が、当該機関の業務又は活動の用に供する航空機に乗り組むこと。

### 4. その他国土交通大臣が定める要件に該当するものが満たすべき要件

2-2②に該当する機関で、同等訓練の該当確認を受けようとする者（以下「該当確認申請者」という。）は、該当確認を受けようとする日の遅くとも 2 ヶ月前までに、4-1 から 4-3 に掲げる同等訓練の該当確認に係る書類（以下「該当確認関係書類」という。）を航空局安全部安全政策課長あてに提出しなければならない。

#### 4-1. 同等訓練該当確認依頼書

航空法に基づく登録訓練機関に関する省令（令和7年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）第3条の規定を準用し、次に掲げる事項を記載した書類（様式1）を提出しなければならない。

- ① 該当確認申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② 該当確認申請者が同等訓練の実施に関する事務（以下「同等訓練事務」という。）を実施する事務所の名称及び所在地
- ③ 該当確認申請者が同等訓練を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ④ 該当確認申請者が同等訓練に該当すると判断されることを希望する日

#### 4-2. 同等訓練該当確認依頼書の添付書類

前項の同等訓練事務規程には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① 法第99条の3第2項を準用した該当確認申請者の要件への適合宣誓書（様式2）
- ② 責任者の氏名等及び法第99条の3第2項各号のいずれにも該当しない者であることを示す書類（様式3）
- ③ 同等訓練の用に供する施設、設備又は教材が法第99条の3第1項第1号イからハまでに掲げる要件のいずれにも適合することを証する書類（様式4-1、4-2）  
なお、標準教材以外の教材を使用する場合は、使用を予定している教材を提出すること。
- ④ 同等訓練事務を管理する同等訓練管理者（同等訓練事務を管理する者をいう。以下同じ。）に関する書類
  - イ. 同等訓練管理者の氏名、生年月日（満年齢）、専任又は同等訓練講師との兼任の別及び本要領4-7③の要件に適合することを示す書類（様式5）
  - ロ. 同等訓練管理者の経歴を記載した書類（現在に至るまでに管理業務に従事した職歴を記載することとし、履歴書の提出で代替できるものとする。）
- ⑤ 同等訓練講師に関する書類
  - イ. 同等訓練を担当させる同等訓練講師の氏名、技能証明の資格、限定及び番号、生年月日（満年齢）、担当科目、専任又は同等訓練管理者との兼任の別及び法第99条の3第1項第2号イ～ハの要件に適合することを示す書類（様式6）
  - ロ. 技能証明書の写し及び航空交通管制圏に係る空港等で離着陸を行った直近の実績を示す書類
  - ハ. 過去の経歴等による「同等以上の能力を有する者」を同等訓練講師とする場合は、現在に至るまでの経歴及び同等以上の能力を有することを証する書類
- ⑥ 同等訓練管理者及び同等訓練講師に対する研修に関する書類  
告示第2条を準用した研修について、研修計画が確認できる書類（様式7）
- ⑦ 同等訓練事務体制及び緊急連絡先に関する書類  
同等訓練事務の実施に当たっての体制及び常に連絡がとれる同等訓練管理者等の電話番号及び電子メールアドレスを示す書類（様式8）

#### 4-3. 同等訓練事務規程

法第99条の7の規定を準用し、同等訓練事務の実施に関する規程（以下「同等訓練事務規程」という。）を定め提出しなければならない。同等訓練事務規程の作成にあたっては、以下に掲げる内容を記載すること。

- ① 同等訓練の実施の方法に関する事項
  - イ. 同等訓練の実施時期、同等訓練を行う事務所、同等訓練方法（集合／オンラインの別）及び1回当たりの定員
  - ロ. 同等訓練科目及びその内容並びに時間割
- ② 同等訓練に必要な教材の名称及び著作者
  - イ. 同等訓練で使用する教材（標準教材／標準教材以外の教材の別）
  - ロ. 教材の名称及び著作者（標準教材以外の教材を使用する場合に限る。）
  - ハ. 模擬飛行装置等の型式、所有者、装置の種類、区分、航空機の型式及び認定の有無（模擬飛行装置等を用いて同等訓練を行う場合に限る。）
- ③ 同等訓練管理者に関する事項
  - イ. 同等訓練管理者の氏名、生年月日（満年齢）、経歴及び専任又は同等訓練講師との兼任の別  
（注）4-2④イ及びロに掲げる書類を訓練事務規程の別添としてもよい。この場合、同等訓練管理者を記載する項には、「別添「同等訓練管理者及び適合宣誓書」による」等、分かりやすく記載すること。
  - ロ. 同等訓練管理者の職務
- ④ 同等訓練事務に関する秘密の保持に関する事項
  - イ. 受講者の個人情報を適切に管理する者
  - ロ. 入手した個人情報の管理に関する手順
- ⑤ 同等訓練事務に関する公正の確保に関する事項  
同等訓練事務の公正を確保するために遵守する内容
- ⑥ 不正な受講者の処分に関する事項
  - イ. なりすましその他不正行為が発覚した際にとるべき対応
  - ロ. 不正等が発覚した際の航空局安全部安全政策課への報告
- ⑦ その他同等訓練事務に関し必要な事項
  - イ. 同等訓練事務規程の管理方法（設定又は変更、最新性の維持、届出手続き等）
  - ロ. 同等訓練事務を行う事務所の名称及び所在地
  - ハ. 同等訓練を行う事務所の名称及び所在地
  - ニ. 同等訓練講師の氏名、技能証明の資格、限定及び番号並びに同等訓練講師の担当科目
  - ホ. 同等訓練の実施状況に関する事項を記録した電磁的記録（以下、「訓練記録簿」）の作成及び管理方法
  - ヘ. 同等訓練が適切に行われていることを同等訓練管理者が定期的に確認する方法
  - ト. 同等訓練事務の休廃止手続き 等

#### 4-4. 同等訓練事務規程の変更

同等訓練機関は、法第 99 条の 7 第 1 項の規定を準用し、同等訓練事務規程の記載事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の遅くとも 2 週間前までに、同等訓練事務規程変更届出書（様式 10）に変更後の同等訓練事務規程及び変更する箇所を明示した書類（新旧対照表等）を添えて、電磁的方法により航空局安全部安全政策課長に提出するものとする。なお、同等訓練事務規程に記載すべき事項のうち、教材、同等訓練管理者又は同等訓練講師を変更する場合は、以下に掲げる書類も併せて添付すること。

- ① 教材を変更する場合  
4-2③に掲げる書類
- ② 同等訓練管理者を変更する場合  
4-2④、⑥及び⑦に掲げる書類
- ③ 同等訓練講師を変更する場合  
4-2⑤、⑥及び⑦に掲げる書類

#### 4-5. 同等訓練講師の要件

法第 99 の 3 の規定を準用し、同等訓練を担当させる同等訓練講師が次に掲げる要件に適合すること。

- ① 18 歳以上であること。
- ② 過去 2 年間に同等訓練事務に関し不正な行為を行った者又は航空法若しくは航空法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者でないこと。
- ③ 操縦技能証明を有する者であって、3 年以内に飛行機又は回転翼航空機の機長として 2 回以上航空交通管制圏に係る空港等から当該航空機を離陸させ、若しくは当該空港等へ当該航空機を着陸させる操縦を行った経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有するものであること。

#### 4-6. 責任者の選任及び解任の届出

同等訓練機関は、責任者を選任したときは、省令第 6 条第 1 項の規定を準用し、選任した日から 2 週間以内に、4-2②及び⑦に規定する書類を航空局安全部安全政策課長に届け出なければならない。

同等訓練機関は、責任者を解任したときは、省令第 6 条第 2 項の規定を準用し、解任した日から 2 週間以内に、解任した責任者の氏名、解任日及び解任理由を記載した同等訓練機関責任者解任届（様式 11）及び 4-2⑦に規定する書類を航空局安全部安全政策課長に届け出なければならない。

#### 4-7. 該当確認の満了日

2-2②に該当する者の該当確認の満了日は、同等訓練該当通知の該当確認年月日から 3 年後の同日とする。

#### 4-8. 同等訓練事務の実施基準

省令第9条の規定を準用し、以下に掲げる基準に適合する方法により同等訓練事務を実施すること。

- ① 同等訓練の最低時間数は、3時間とする。
- ② 航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするために必要な知識及び技能を習得させるための課程を設置するものであって、必要履修科目の教育の内容及び方法が、告示で定める基準に準拠したものであること。
- ③ 次に掲げる要件に適合する同等訓練管理者が、同等訓練事務を管理すること。
  - イ 25歳以上の者であること。
  - ロ 過去2年間に訓練事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
  - ハ 同等訓練事務を適正に管理できると認められる者であること。
  - ニ 同等訓練について必要な知識及び経験を有する者であること。
- ④ 同等訓練機関を運営するに十分な人数の同等訓練管理者、同等訓練講師その他の職員が当該同等訓練機関に置かれていること。
- ⑤ 同等訓練管理者及び同等訓練講師の知識及び能力の維持のため、当該同等訓練管理者及び同等訓練講師に対し、告示で定める基準を準用した研修を受講させること。
- ⑥ 同等訓練管理者であって同等訓練機関が選任した者が、当該同等訓練機関における同等訓練が適切に行われているか、少なくとも以下に示す項目について定期的（少なくとも1年に1回）に確認し、その結果を電磁的に記録すること。
  - ① 法、規則、省令、告示及び本要領に従って同等訓練事務が行われているか
  - ② 同等訓練事務規程に従って同等訓練事務が行われているか
  - ③ その他公正に同等訓練事務が行われているか
- ⑦ 同等訓練機関は、受講者の不正行為が発覚した際は、遅滞なく航空局安全部安全政策課に報告するとともに、訓練の実施状況に関する事項を記録した電磁的記録（以下、「訓練記録簿」）等に記載すること。

4-9. 省令第11条の規定を準用し、同等訓練機関は、訓練記録簿を備え、同等訓練を実施した日から3年間これらを保存しなければならない。同等訓練を修了した者の氏名、同等訓練修了日、同等訓練を担当した講師その他必要な事項を記載すること。

4-10. 省令第15条の規定を準用し、同等訓練機関は、同等訓練事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなった場合は、遅滞なく、訓練記録簿を航空局に提出しなければならない。

#### 5. 立入検査

航空局は、本要領2. に規定する同等訓練を実施する者について、当該訓練が登録訓練機

関の行う技能発揮訓練と同等以上の内容を有するものとして適切に実施されているかを確認する必要があると認めるときは、当該同等訓練に係る事務所その他関係する場所に立ち入り、関係書類の確認その他必要な調査を行うことができる。

なお、同等訓練該当通知の交付を受けた後に、当該同等訓練が同等以上の内容を有すると認められない状況が確認された場合には、当該同等訓練該当確認を取り消すことがある。

同等訓練 該当確認依頼書

年 月 日

航空局安全部安全政策課長 殿

同等訓練機関の名称及び住所	
---------------	--

航空法第71条の5の規定に基づき、登録訓練機関が行う技能発揮訓練と同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当することの確認を依頼する。

記

1. 同等訓練事務を実施する事務所の名称及び所在地
2. 同等訓練機関が同等訓練を行おうとする事務所の名称及び所在地
3. 同等訓練機関が同等訓練に該当すると判断されることを希望する日

(様式2)

## 同等訓練該当確認依頼者の要件への適合宣誓書

年 月 日

航空局安全部安全政策課長 殿

該当確認依頼者の名称

代表者の氏名

該当確認依頼者の住所

(該当確認依頼者名)は、航空法第99条の3第2項に定める以下の各号に該当しないことを宣誓する。

- 一 この法律若しくはこの法令に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 航空法第99条の13の規定により同法第99条の2の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

### 同等訓練機関 責任者選任届

年 月 日

航空局安全部安全政策課長 殿

同等訓練機関の名称

代表者の氏名

同等訓練機関の住所

航空法に基づく登録訓練機関に関する省令第6条第1項の規定を準用し、以下の者を同等訓練機関の責任者に選任したので届け出る。

氏名	役職	選任日

※ 責任者の経歴に関する書類を添付すること。

なお、上記の者は、航空法第99条の3第2項に定める以下の各号に該当しないことを宣誓する。

- 一 この法律若しくはこの法令に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 航空法第99条の13の規定により同法第99条の2の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

**同等訓練の用に供する施設、設備及び教材の概要書**  
(クラスルーム訓練の場合)

該当確認依頼者の名称	
同等訓練を行おうとする事務所の名称及び所在地	

(注) 同等訓練を行おうとする事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成すること。

1. 施設（講義室）

建物の名称	
所在地	
建物の周辺環境	
講義室の状況	

- (注) 1. 講義室が借用である場合は、土地建物賃貸借契約書等を添付すること。  
 2. 「建物の周辺環境」は、建物の周辺の騒音等、同等訓練を行うのに適切な環境であることを記載すること。  
 3. 「講義室の状況」は、講義室の総面積、同等訓練を受ける者の最大収容人数について記載し、講義室の写真を添付すること。

2. 設備

机・椅子・PC	有・無	
投影機器	有・無	
マイク・スピーカ等の音響	有・無	

3. 教材

使用する教材	標準教材 ・ 標準教材以外
	(教材名称及び著作者) ※ 標準教材以外を使用する場合
	(標準教材と同等以上であることの説明) ※ 標準教材以外を使用する場合
特記事項（飛行訓練装置等を用いる場合など）	

**同等訓練の用に供する施設、設備及び教材の概要書**  
(オンライン訓練の場合)

該当確認依頼者の名称	
同等訓練を行おうとする事務所の名称及び所在地	

(注) 同等訓練を行おうとする事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成すること。

1. 設備等

使用するオンライン会議ツール	
通信回線（光回線、5G回線等）	
同時接続可能数（※）	
同等訓練を受ける者が同等訓練受講申請者本人であることを確認する方法	
同等訓練中、同等訓練を受けている者の状態を確認する方法	

(※) 同等訓練を受ける者及び同等訓練講師が常にカメラをオンの状態とし、かつ、オンライン会議ツールにおいて動画を画面共有した場合でも安定した通信が可能な接続数

2. 教材

使用する教材	標準教材 ・ 標準教材以外
	(教材名称及び著作者) ※ 標準教材以外を使用する場合
	(標準教材と同等以上であることの説明) ※ 標準教材以外を使用する場合
特記事項（飛行訓練装置等を用いる場合など）	

(様式5)

## 同等訓練機関管理者及び適合宣誓書

年 月 日

航空局安全部安全政策課長 殿

同等訓練機関の氏名又は名称  
代表者の氏名  
同等訓練機関の住所

航空法に基づく登録訓練機関に関する省令第9条第2項の規定を準用し、以下の者が同等訓練事務を管理する。

氏名	生年月日(満年齢)	専任又は同等訓練講師との兼任の別
		専任 ・ 兼任
		専任 ・ 兼任
		専任 ・ 兼任
		専任 ・ 兼任

※ 同等訓練機関管理者の経歴(職歴等)に関する書類を添付すること。

なお、上記の者は、航空法に基づく登録訓練機関に関する省令第9条第2項の規定による以下の要件に適合することを宣誓する。

- 一 過去2年間に訓練事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- 二 訓練事務を適正に管理できると認められる者であること。
- 三 訓練について必要な知識及び経験を有する者であること。

(様式6)

## 同等訓練を担当する同等訓練講師及び適合宣誓書

年 月 日

航空局安全部安全政策課長 殿

同等訓練機関の氏名又は名称  
代表者の氏名  
同等訓練機関の住所

航空法第99条の3第1項第2号の規定を準用し、以下の者に同等訓練講師として同等訓練を担当させる。

氏名	技能証明の資格、 限定及び番号	生年月日 (満年齢)	担当科目	専任又は同等訓練 管理者との兼任 の別
				専任・兼任
				専任・兼任
				専任・兼任
				専任・兼任
				専任・兼任

※ 操縦技能証明書の写し等、同等訓練講師の要件に適合していることを示す書類を添付すること。

なお、上記の者は、航空法第99条の3第1項第2号の規定による以下の要件に適合することを宣誓する。

- 一 過去2年間に訓練の実施に関する事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。

(様式7)

### 同等訓練管理者及び同等訓練講師に対する研修

該当確認依頼者の 名称	
----------------	--

同等訓練管理者	研修計画	研修実績
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日

同等訓練講師	研修計画	研修実績	研修を行った者
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

## 同等訓練事務体制及び緊急連絡先

該当確認依頼者の 名称	
----------------	--

## 1. 責任者

氏名	役職	配属

## 2. 同等訓練管理者

氏名	生年月日	配属

## 3. 同等訓練講師

氏名	技能証明の資格、 限定及び番号	生年月日	配属

## 4. 緊急連絡先

氏名	電話番号	メールアドレス

## 同等訓練該当通知

号  
年 月 日

殿

航空局安全部安全政策課長

〇年〇月〇日付け、〇〇〇〇〇により申請のあった件について、下記のとおり通知する。

### 記

1. 該当確認年月日  
年 月 日
2. 同等訓練機関の氏名又は名称
3. 同等訓練の開始日  
年 月 日
4. 該当確認の満了日  
年 月 日

以上



(様式 10)

## 同等訓練事務規程 変更届出書

年 月 日

航空局安全部安全政策課長 殿

同等訓練機関の氏名又は名称  
代表者の氏名  
同等訓練機関の住所

年 月 日付けで届け出た同等訓練事務規程について、以下の事項を変更するので、航空法第 99 条の 7 の規定を準用し、関係書類を添えて届け出る。

### 記

1. 変更しようとする事項
  
2. 変更内容  
添付「新旧対照表」のとおり
  
3. 変更年月日
  
4. 変更の理由

以上

(様式 11)

## 同等訓練機関 責任者解任届

年 月 日

航空局安全部安全政策課長 殿

同等訓練機関の氏名又は名称  
代表者の氏名  
同等訓練機関の住所

航空法に基づく登録訓練機関に関する省令第6条第2項の規定を準用し、以下の者を責任者から解任したので届け出る。

### 記

1. 解任した責任者の氏名
2. 解任日
3. 解任した理由

以上